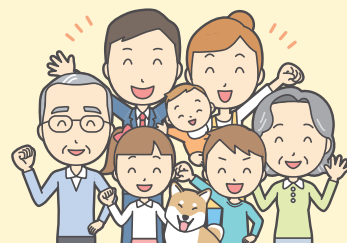


令和2年度(2020年度) 豊中市三世代同居支援

# 住宅リフォーム補助金

市外在住の子育て世帯が、市内に住む親世帯と同居するための住宅のリフォーム費用の一部を補助します。  
(住宅リフォーム補助金は、同居のみが対象となります。)



申請受付  
令和2年(2020年)  
7月1日～

補助金額  
1戸あたり  
25万円(上限)

- \*10万円以上の工事で、補助対象経費の1/3を上限とします。
- \*子世帯が補助対象の住宅に居住した日(転入日)から1年以内に申請してください。
- \*先着順で受け付けます。予算額に達した場合、早期に受付を終了することがあります。

## 【対象者要件】

- ①子世帯・親世帯のうち、住宅のリフォーム工事に係る契約者
- ②子世帯が中学生以下の子(妊娠中を含む)と同居している親子世帯であること
- ③同居する親(祖父母も可)が1年以上継続して市内に居住していること
- ④子世帯が転入する前に1年以上継続して市外に居住していること
- ⑤子世帯が転入後3年以上継続して補助対象の住宅に居住する見込みであること
- ⑥子世帯・親世帯の全員が補助対象の住宅に居住していること
- ⑦子世帯・親世帯の全員が豊中市税を滞納していないこと

## 【住宅要件】

- ①令和2年(2020年)4月1日以降に契約を締結したリフォーム工事であること
  - ②子または同居する親(祖父母も可)が市内に所有する住宅であること
  - ③市内の事業者(支店・営業所を含む)による工事であること
  - ④費用の合計額が10万円以上の工事であること
  - ⑤建築基準法その他の法令に基づき適正に建築・工事された住宅であること
  - ⑥地震に対する安全性に係る現行の建築基準法の規定に適合している住宅であること
- ※対象工事等の詳細は、豊中市ホームページで「三世代リフォーム」と検索してご確認ください。



リフォームローンの金利優遇を受けられる場合があります。

・池田泉州銀行 「親元近居住宅ローン・リフォームローン」

詳細は、金融機関にお問い合わせください。

## 【申請方法】※郵送も可

### ①受付場所・時間

豊中市役所第二庁舎5階 住宅課  
〒561-8501 豊中市中桜塚3丁目1番1号  
開庁日の午前9時から午後5時15分

- ②交付申請書は、住宅課、庄内出張所、新千里出張所で配布するほか、市のホームページにも掲載（ダウンロード可）しています。
- ③同一の住宅について複数申請された場合は、すべての申請を無効とします。
- ④申請日時点で、全ての要件を満たしている必要があります。
- ⑤提出書類が全て揃っていない場合、受け付けできません。

## 【提出書類】

### ①交付申請書

- ②添付書類一式(交付申請書と一緒に配布している添付書類一覧をご確認ください)

## 【手続きの流れ】

### ①申請

- ・交付申請書と必要な添付書類を住宅課に提出してください。※郵送も可
- ・子世帯が補助対象の住宅に居住した日(転入日)から1年以内に申請してください。

### ②審査

- ・必要に応じて現地調査をする場合があります。
- ・状況により、追加資料の提出をお願いする場合があります。

### ③交付決定

- ・審査完了後、交付決定の通知を送付します。

### ④請求

- ・③交付決定通知書送付時に請求書を同封します。  
記入・押印し、住宅課に提出してください。

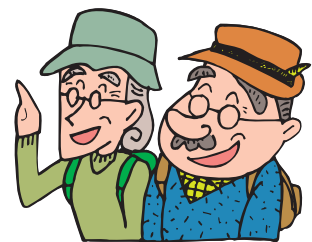
### ⑤振込

- ・請求書を受領後、口座振込みにより補助金を交付します。

### ⑥アンケート調査(3年後)

- ・補助金の交付から3年後に、引き続き補助対象の住宅にお住まいであることを確認するため、簡単なアンケートを実施します。必ずご協力ください。

※補助金の交付決定から3年以内に補助対象の住宅から転居された場合、補助金を返還していただくことがあります。



お問い合わせ：豊中市 都市計画推進部 住宅課（豊中市役所第二庁舎5階）  
電話：06-6858-2741 FAX：06-6854-9534  
Mail：machisoumu@city.toyonaka.osaka.jp